



第 5 章

計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、計画の策定過程で、各分野の関係機関関係者等における「橋本市障害者施策推進協議会」で審議しており、今後も障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるよう計画の推進を図ります。

また、障がいのある人が利用するサービスは市内のみでなく近隣自治体にも及ぶため、橋本・伊都地域自立支援協議会を活用し、広域的な連携についても強化し、円滑にサービスを提供できる体制の整備を促進します。

さらに、サービス利用者の状況等を踏まえ、必要に応じて国や県に対して要望や提言等を行います。

2 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、計画の進捗状況については、毎年「橋本市障害者施策推進協議会」で達成状況の点検・評価を行い、必要な対策を検討します。

